

■ リサイクル施設等整備分野

補助対象事業

産業廃棄物のリサイクル施設等の整備を行う事業

「施設等の整備」とは、産業廃棄物の減量化、再資源化を推進するための施設の設置、改造・改善等をいいます。

1. 本工事費

直接工事費（材料費・直接経費）、間接工事費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）

2. 付帯工事費

門・囲障等工事費

3. 調査費

工事の施工に必要な調査測量、試験又は設計に要する経費

4. 機械器具費

工事の施工に必要な機械器具の購入、製造、改造、修繕、撤去、又は据付けに要する経費

注意事項

(次に掲げる経費は補助対象とならないのでご注意ください。)

- ・補助事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・会社の事業内容に照らして当然備えているべき機器・汎用性の高い備品等（パソコン、机、いす、事務機器等）の購入
- ・補助事業に直接関係ない学会、講演会、会議の出席のための旅費・参加費
- ・補助事業に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ・廃棄物処理法その他法令の許可取得に要する費用
- ・その他、補助事業の実施に関連性のない経費

また、補助対象経費であっても、補助金交付決定前に支出・契約した経費は補助対象外となりますので、補助対象経費とする物品発注及び契約等はセンターからの補助金交付決定以降に行う必要があります。ただし、計画事業期間が複数年認められた事業であって、あらかじめ事前着手届を提出することで、補助金交付決定前に事業に着手することが可能な場合もあります。（本文中の「事前着手届」参照）

補助率

補助対象経費の 1 / 3 以内

補助金額

1 件当たり 500 千円以上 7,237 千円（総額）以内

※ 補助金額は、予算の範囲内で交付するため採択されることになった場合でも交付申請額どおりにならないことがあります。

計画事業期間

採択年度から 2 年度以内

提出書類 (計画書様式等は、センターホームページからダウンロード可 <http://www.kyoto-3rbiz.org/>)

リサイクル施設等整備分野計画書 (様式 1~6・その他関係書類) **1部**

- | | |
|------------------------|------------|
| 様式 1 リサイクル施設等整備分野計画書 | 様式 6 事業費内訳 |
| 様式 2 リサイクル施設等整備分野計画総括表 | 【その他関係書類】 |
| 様式 3 事業者の概要（応募者） | ・誓約書 |
| 様式 4 事業計画説明書 | |
| 様式 5 事業工程表 | |

添付資料

応募者

■法人	■個人
<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 ・事業内容の分かるもの（パンフレット等） ・直近 2 年間の決算書 (貸借対照表・損益計算書) ・直近の府税納税証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（原本） ・事業内容の分かるもの（パンフレット等） ・直近 2 年間の所得税確定申告書の写し ・直近の府税納税証明書

<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル施設等の概要がわかるもの ・リサイクル施設等の処理能力がわかるもの ・施設整備予定場所の図面等 ・施設整備予定場所の土地及び建物の登記簿謄本（必要に応じて、賃貸借契約書の写し等） ・廃棄物処理法等関係法令に適合していることを証明する書類 (産業廃棄物施設設置許可証の写し、関係機関との協議状況等)
--

審査基準

- 1. 産業廃棄物の再資源化等効果**
 - ・対象とする産業廃棄物の発生量及び最終処分量の削減効果
 - ・リサイクル率の向上への寄与及び波及効果
- 2. 事業の先進性**
 - ・事業計画、処理技術等の先進性
- 3. 事業遂行体制**
 - ・事業を遂行するための組織体制、スケジュール、資金計画
- 4. 施設の稼働計画**
 - ・安定的・継続的な施設の稼働計画、計画している再資源化等の効果
 - ・再資源化を行う場合、市場規模、生産量等を踏まえた販売計画の内容
 - ・生産品の品質確保のための維持管理計画